

中津川市監査委員公告第5号

平成30年3月5日付けで中津川市在住 ●●●●氏から請求のあった、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月1日

中津川市監査委員 鷹見 幸久  
中津川市監査委員 櫛松 直子

## 第1 請求書の受理

本件請求は、平成30年3月5日付けで提出された。請求は、法の所定の形式要件を具備しているものと認め、平成30年3月12日付けでこれを受理した。

＜請求書添付書類＞

- ・平成29年（措）第1号排除措置命令書
- ・工事請負契約書
- ・工事請負仮契約書
- ・工事請負契約約款
- ・工事設計書（単価金額抜き）
- ・工事仕様書
- ・入札結果公表一覧表
- ・平成29年（納）第3号課徴金納付命令書

## 第2 請求の要旨

（工事請負契約の締結）

中津川市（以下、市という。）は、「中津川市消防救急デジタル無線設備整備工事」（以下、本件工事という。）を公募型指名競争入札方法により、中央電子光学株式会社（以下、中央電子光学という。）東濃支店と平成25年3月28日付け449,400,000円で請負契約を締結した。

（メーカー5社の独占禁止法第3条違反）

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社（以下、沖電気工業という。）、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第3条違反があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、株式会社日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。排除措置命令及び課徴金納付命令は、株式会社富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

（中央電子光学は代理店等に該当）

中央電子光学は、排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされており、中央電子光学はこの「代理店等」に該当する。

（中央電子光学と沖電気工業による談合）

本件工事には中央電子光学東濃支店と沖電気工業岐阜支店しか入札しておらず、この2社による談合によって本件工事の価格が形成されているため、中津川市工事請負契約約款（以下、契約約款という。）の第45条の2（談合等不正行為のあった場合の違約金等）に該当する。

(中央電子光学に対する違約金請求権)

損害賠償の額については、契約約款第 47 条の 3 第 1 項 (賠償額の予約) で、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額と定めているが、市の周辺自治体 (岐阜市、下呂市、山県市、揖斐郡、羽島郡) は、同旨の規定について、損害賠償額を請負代金額の 10 分の 2 に相当する額と定めている。

これは、談合によって競争が実質的に制限され、その結果落札額が高額になった場合、自治体が被る損害額は請負代金額の 10 分の 2 であると想定しているからである。このことについては、市においても異なるものではない。

契約約款第 47 条の 3 第 3 項 (賠償額の予約) でも、市に第 47 条の 3 第 1 項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について賠償請求できる旨定めている。よって、市は請負代金額の 10 分の 2 である 89,880,000 円の違約金請求権を有している。

(中央電子光学に対する損害賠償請求権)

中央電子光学は、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法第 3 条違反として不法行為責任を負う。談合によって市が被った損害額は、請負代金額の 10 分の 2 であるため、市は中央電子光学に対して 89,880,000 円の損害賠償請求権を有する。

(沖電気工業に対する損害賠償請求権)

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。そして、中央電子光学とは、共同不法行為となるため、市に対して不法行為責任を負う。沖電気工業が市に与えた損害額は、中央電子光学と同様のため、市は沖電気工業に対し 89,880,000 円の損害賠償請求権を有している。

(結論)

以上のとおり、市は中央電子光学と沖電気工業に対して、各自 89,880,000 円の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていないことから、これを市に返還させるために必要な措置をとることを勧告するよう求める。

### 第 3 監査の実施

監査に当たっては、関係調書の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査対象部局からその内容について聴取した。

#### 1 監査対象部局

本件工事を所管する消防本部通信指令課  
契約事務を所管する財務部資産経営課

#### 2 監査対象事項

中央電子光学及び沖電気工業の共同不法行為により市に対して損害を与え

た事実の有無、契約約款による違約金、損害賠償の請求の合理性について、監査の対象とした。

### 3 請求人の証拠書類等の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 12 日に請求の要旨に係る補足事項について陳述を行う機会を設けたが、請求人の出席はなかった。

### 4 監査対象部局からの弁明書、証拠書類等の提出及び陳述の聴取

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部通信指令課に対し関係書類の提出を求めた。平成 30 年 4 月 12 日に消防本部消防長及び次長、通信指令課長から陳述の聴取を行い、同日付けで弁明書、証拠書類及び関係書類が提出された。

なお、聴取内容及び弁明書の要旨は次のとおりである。

#### (排除措置命令に係る市の対応)

市は、独占禁止法による排除措置命令のあった 5 社に対して「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第 2 条に基づき、平成 29 年 2 月 24 日付けで指名停止措置を行った。

#### (契約約款が直接的に適用できないこと)

受注者である中央電子光学東濃支店は、課徴金納付命令を受けていないため、契約約款に基づく損害賠償請求は困難である。

#### (共同不法行為の立証に足りる証拠がないこと)

中央電子光学は沖電気工業の特約店ではあるが、排除措置命令に記載されている代理店等に該当するのかを電話により公正取引委員会審査局へ問い合わせを行った。これに対して、公正取引委員会からは、談合として認定しているのはメーカー 5 社であり、代理店等に対しては具体的な談合対象としていないと口頭での回答があった。

市は「平成 29 年（納）第 3 号 課徴金納付命令書」及び「特約店証明書」しか資料を所持していない。資料からは両社が談合した事実は見当たらない。

#### (まとめ)

現在、市が把握している情報、証拠では、中央電子光学の不法行為の立証は困難と考えており、公正取引委員会に対し、関係情報及び書類の開示を求め、沖電気工業との共謀の立証に足りる証拠の有無を確認している。

市は、不作為状態を容認するものではなく、関係者への聞き取り調査を行ったうえ、違約金を請求する準備を進めていく。

<提出された証拠書類及び関係書類>

- ・平成 29 年（措）第 1 号排除措置命令書
- ・工事請負仮契約書
- ・工事請負契約書
- ・入札結果公表一覧表
- ・工事請負契約約款
- ・平成 29 年（納）第 3 号 課徴金納付命令書
- ・中央電子光学特約店等証明書 6 通
- ・民法第 719 条
- ・平成 29 年 2 月 3 日付け中日新聞朝刊（消防無線談合課徴金）

#### 第 4 監査の結果

（談合の事実の立証について）

請求人は、本件工事の請負契約に関し、中央電子光学と沖電気工業の間で談合が行われたと断定しているが、その根拠となる証拠は、現時点では確認されていない。公正取引委員会は、沖電気工業を含めたメーカー 5 社に対して独占禁止法違反を指摘しているが、中央電子光学はこれら 5 社には含まれず、談合当事者とはなっていない。排除措置命令書の事実経緯を記した理由の中で、代理店等も談合に関与している旨が述べられているが、これをもって全ての代理店等が談合の当事者である証左とはならない。

また、中央電子光学は沖電気工業の代理店ではなく、特約店であり、他社の製品も扱っている。特約店も公正取引委員会が指摘する代理店等に含まれると解することも出来るが、代理店と比べ独立性が高く、談合の危険性は相対的に低いと思われる。

（市が被った損害の金額について）

請求人は、本件工事の談合により、市は請負金額の 10 分の 2 を請求できると主張する。その根拠として、契約約款第 47 条の 3 第 3 項を持ち出し、請負金額の 10 分の 1 を超える損害を市が被ったことを論拠としているが、現時点で市の被った損害金額を算定できる資料はない。

したがって、仮に中央電子光学と沖電気工業との間で談合が行われたとしても、契約約款第 47 条の 3 第 1 項に基づき請負金額の 10 分の 1 を請求できると解すべきである。

（結論）

上記の理由により本件請求については、これを棄却する。

#### 第 5 意見

中央電子光学と沖電気工業の 2 社による談合により、市が損害を受けたと断定することは現時点では困難であるため、監査結果としてはこれを棄却するが、メ

一カー5 社による談合の事実と代理店等を含めた形式的競争入札の可能性などを勘案すれば、請求人が主張するとおり、中央電子光学と沖電気工業による共同不法行為を推定できることは否めない。沖電気工業が公正取引委員会の課徴金命令を認めていることは取りも直さず本件工事価格の不当性を認めていることに他ならない。

談合により市が損害を受けた可能性があるとするれば、これに対して市は訴訟あるいは違約金の請求等の対抗手段に訴えることは、市民の目線に立てば当然に考えられることである。公正取引委員会への情報開示請求をはじめ、可能な限り各種情報を入手し、適切なる対応を取られたい。